

議案第349号

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「390,000円」を「404,000円」に改め、同条第2項ただし書中「30,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例第8条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた出産育児一時金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。

平成26年11月 21 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

出産育児一時金の額を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市国民健康保険条例 (抄)

(出産育児一時金)

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金390,000円を支給する。  
**404,000円**

2 前項の出産育児一時金の額は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定の例により加算する。ただし、加算する額は、30,000円とする。  
**16,000円**

3 省 略